

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年1月22日（金）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 中 里 智 美（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 三 上 孝 浩（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 築 雅 子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 山 名 論 平（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 荒 神 直 行（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 池 本 壽美子（第一東京弁護士会所属）
弁護士 山 本 明日香（東京弁護士会所属）
弁護士 山 下 瑞 木（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者8番は欠席した。

4 議事概要

司会者

それでは、定刻になりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。裁判員経験者の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます東京地方裁判所刑事14部の裁判官の中里と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日の意見交換会ですけれども、職務従事日数が比較的多い事案における審理の在り方というテーマにさせていただきました。お集まりいただいた皆様は、昨年、審理・評議・判決が行われた裁判員裁判を御担当いただいた方々ですが、いずれの事件も裁判員の方の職務従事日数が6日以上ということになっています。職務従事日数と申しますのは、裁判員の

方が選任手続・公判審理・評議・判決宣告のために裁判所にお越しいただいた日数ということになります。選任から判決宣告まで裁判員の立場にあった期間ということになりますと、土日なども入りますのでそれよりも長くなっていくということになります。裁判の期間に関する感想あるいは裁判に参加するための日程調整などの御苦勞，また評議の前提となる審理が分かりやすいものであったのかなどという点につきまして，皆様から忌憚のない御意見を伺って制度運営の改善につなげていきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは，初めに私のほうからそれぞれの方が御担当になった事件の職務従事日数や事案の概要などをごく簡単に紹介させていただきますので，まずは裁判に参加した全体的な感想，印象を，思いつくところで結構ですので，簡潔にお話しただければと思います。それでは，まず1番の方ですが，1番の方の裁判の職務従事日数は9日間で，御担当の事件は連続して行われた3つの事件ということになります。1件目は被告人が木造家屋に放火して全焼させ，家の中にいた2人のうち1人を焼死させてもう一人を負傷させたという事件です。居住者を死亡させたり負傷させた点については，重過失致死傷という罪名になっています。そのほかの2件は，段ボール箱や自動車に火をつけて，これらを損壊したという事件でした。1件目と3件目の事件の犯人が被告人なのかどうかということが争点となり，審理は6日間行われました。それでは1番の方をお願いします。

1番

私たちは結構意見も出ましたし，そういう点ではすごく何でも話せたかなという感じはしました。この方は余り話さないじゃなくて，皆さんがどんどん意見を出されたという感じでした。

司会者

審理もよく分かったということになりますか。

1 番

そうですね。結構皆さんがよく勉強されてたといいますか、すごく活発でした。

司会者

はい、ありがとうございました。では続きまして2番の方ですが、2番の方が参加された裁判の職務従事日数は6日間で、御担当の事件は、日本人の被告人が共犯者と共謀してスーツケースに隠匿した覚せい剤を航空機で日本に持ち込んで輸入したが、税関で発見されたという事件です。スーツケースに覚せい剤が隠匿されていることを被告人が分かっていたかどうかという点などが争点となり、審理は3日間行われました。それでは2番の方、全体的な感想などをお願いします。

2 番

全体的な感想といたしましては、麻薬の密輸ということで、それが本人に故意があったかどうかというようなことが争点だったわけですが、初めは簡単な事案だなと思いましたが、やっぱりそんなことはなくてですね、やはり悩むところは多々ありました。弁護士、検察官の資料というのは、やはり裁判員裁判用に用意されてるものだというようなものを感じまして、非常に分かりやすかったという印象がありました。あとなかなか言葉の難しいところがやっぱり出てきますけども、それに関しては説明ですとか、裁判長のほうの審理のほうの受け答えとか、皆さんの意見を引き出すというふうなものもよくやっていただいて、非常にやりやすかったと思いました。

司会者

ありがとうございました。では続きまして3番の方ですが、3番の方が参加された裁判の職務従事日数は12日間で、御担当の事件は、被告人が交際していた被害者男性の自宅で殺意を持って包丁で被害者の左胸を1回突き刺すなどして死亡させたという事件です。被告人の責任能力が争点となり、審

理は7日間行われました。では3番の方をお願いします

3番

全体的な感想ですね。責任能力に関する問題が一番争点だったので非常に難しかったです。特段何かこれといって大きく意見が分かれたとかそういうものについてはちょっと控えますが、裁判官の方であったり、あとは、この事案であれば検察官が用意された資料が非常に分かりやすかったので、やっていく上で特に非常に困るということにはなかったもので、やりやすいといえればやりやすいですし、内容的には難しかったのでやりにくいといえればやりにくいという案件でした。

司会者

ありがとうございました。それでは4番の方ですが、4番の方の参加された裁判の職務従事日数は6日間で、御担当の事件は、外国人の被告人が共犯者と共謀して、外国から覚せい剤を隠匿した航空貨物を日本国内のホテルに向けて被告人宛てで発送し、これを空港に到着させて日本に輸入したが、税関職員によって発見されたという事件です。この貨物の中に覚せい剤が隠匿されていることを被告人が分かっていたかどうか争点となり、審理は4日間行われました。では4番の方をお願いします。

4番

裁判長、裁判官からとても気を使っていただき、さまざまな意見が出ました。とてもやりやすかったと思います。興味を持ちました、その後。

司会者

ありがとうございます。では続きまして5番の方ですが、5番の方が御担当された事件は3番の方と同じ事件で、先ほど申しましたとおり、職務従事日数が12日間の殺人の事件ということになります。では5番の方をお願いします。

5番

3番の方と一緒にだったんですけれども、内容的には難しかったです。というのは、分からないことが余りにも多かったのです。被告人が記憶がないというところとか、捜査の段階でいろいろあったんでしょうけれども、何してるか分からないことが多かったのです。その分、裁判員のほうからはいろんな意見が出ましたし、ああかなこうかなみたいなことが結構活発に出ました。裁判官もとても気を使ってくださって、裁判員が大事にされてるなという感じはありました。資料とかそういうのも、素人ですので、私たちが見るという形をちゃんと考えた上で作っているのではないかなというところが垣間見えるものがあり、ありがたかったと思います。そういう意味ではよい経験をさせていただきました。

司会者

ありがとうございます。それでは続きまして6番の方ですが、6番の方の裁判の職務従事日数は8日間で、御担当の事件は、被告人が自宅で同棲中の被害者女性に対し多数回殴る蹴るの暴行を加えて死亡させたという傷害致死と、覚せい剤の自己使用と所持の事件です。傷害致死の犯行時の責任能力が争点となり、審理は4日間行われました。では6番の方お願いします。

6番

私のほうは、今、説明がありましたようにあくまでも傷害致死という事件でした。しかも被告人が起訴事実自体は全面的に認めているという案件でした。したがって、裁判員裁判にとって比較的進みやすい案件ではなかったのかなというふうに思っております。ただ、争いになっていたのがいわゆる責任能力の有無、あるいは責任能力の程度ということでしたので、その判断の根拠となる、多くは医師の診断ということになるんですが、この証拠調べが非常に難解で少し大変であったというふうに記憶をしております。その他、裁判所の職員の方々の、進めやすい方法、雰囲気作りなどは十分に行っていたので、非常に助かったと記憶しております。

司会者

ありがとうございました。それでは最後に7番の方の裁判ですけれども、これは職務従事日数は8日間で、御担当の事件は、被告人が自転車に乗っていた被害者を追いかけてながら、持っていたナイフで殺意を持って1回突き刺して死亡させたという事件です。殺意の有無が争点となり、審理は4日間行われました。では7番の方をお願いします。

7番

とにかくとてもやりやすかったです。裁判所の方々の配慮がとても感じられましたし、それによって、裁判員の誰からも意見が出やすい状況を作っていただきました。驚いたのは、年齢とか性別によって、私なんか知らないような意見が出たりして、びっくりするようなことが実際ありました。被告人はこんな経験をしてたんじゃないかと意見を言ったら本当にそうだったとかです。そういう意味で、この裁判員制度というのは意味があるものだなとは思いました。ただ、これは個人的な感想なんですけど、すごく気を使っていただくので、裁判員裁判をやることによって、裁判官の職務上の負担が大きくなってるとは思わないかなというのは感じました。

司会者

ありがとうございました。それでは、一通り全体的な感想ということでお話をいただきましたが、先ほど申しましたとおり、今回お集まりいただきました皆様の職務従事日数というのは、比較的多い時間の事件です。そこで、まずはその事件の裁判員候補者になりましたという「お知らせ」という書面が来た後、選任手続あるいは裁判期間中の日程調整をされたと思うんですけども、どういった御苦勞があったのか、その辺りのことを差し支えない範囲で順にお聞きしていきたいと思っております。まず1番の方の事件の場合は、木曜日に選任手続が行われて、4日後の翌週の月曜日から6日間にわたる審理がスタートしたという日程でしたが、日程調整等についてはいかがで

したでしょうか。

1 番

選ばれても選ばれなくてもという気持ちでお知らせいただいた通知のとおり日程全部の日程のお休みをいただいていた。もし選ばれなかったら復帰してください、仕事のほうに就いてくださいと言われてましたので、私の場合は割とスムーズにいきました。選任手続から審理が始まるまでの間ですけど、それも別に短くも長くもというのは余り感じませんでした。

司会者

その4日間というのは何か裁判のことを考えながら落ち着かなかったとか、そういうことは特にありませんでしたでしょうか。

1 番

それは別になかったです。

司会者

ありがとうございます。それでは続きまして2番の方ですが、2番の方は金曜日に裁判員に選任され、4日後の翌週火曜日から3日間連続で審理が行われたという日程でした。ではお願いします。

2 番

その選ばれ方ですとか、その後、審理に入ってということについては、別に特に問題は感じられませんでした。仕事のことで、1か月ぐらい前から通知が来ることになってましたけども、これは裁判員裁判って制度が始まってどれぐらいでしたか。

司会者

平成21年5月に始まりましたから、現在7年目になります。

2 番

社内でも結構もうやってる人間がいるんですね。こういうふうなことを社内ですと、分かりました、じゃあ手続に従って休んでくださいというよう

なことがもう確立されておりまして、選ばれた人は行ってくださいと。仕事の分担というのはその部内で分けてやってくださいというような形になっていますので、個人的には特に負担というのは感じられませんでした。

司会者

選任手続から審理の間が中3日空き、4日目に審理が開始しています。その中3日空くという点については何か御感想はありますか。

2番

その辺についても特にはなかったですね、心理的には。初めてということで、あれやこれやというふうなのは考えますけども、考えてもいたし方ないので、率直な意見が出せばいいなというような心構えでおりましたので、その辺に問題は感じられませんでした。

司会者

では次に3番の方ですけれども、3番の方は木曜日に選任されまして、6日後の翌週の水曜日から7日間の審理が行われるという日程でした。審理は途中で三連休を挟んでずっと連続というような日程であったと思います。では日程調整の御苦労などいかがでしょうか。

3番

私の場合は2番さんと違って、会社が余り把握してなかったというところもありまして非常に苦労しました。私が仕事のほうで一応リーダー的な立ち位置で動いている部分もあったので、引き継ぐ先がなくて、結局休みというよりはシフトみたいな形で、裁判が終わった後に仕事に行くような形で調整をしました。たしか選任というか抽選があった後そんなに間が空いてなかったんですけれども、選任されるかどうか分からないけど抽選に来てくださいみたいな形だったので、調整する時間としては個人的には非常に短か過ぎて調整ができなくて、結局仕事は夜に動かさざるを得なかったというところが一番苦労しました。

司会者

私の手元にある資料ですと、選任の6日後から審理が始まるということだったんですけども、中5日ですね。やはりその程度だとなかなかちょっと仕事上の調整が厳しかったということになりますでしょうか。

3番

そうですね。作業日程とかは2か月先ぐらいいまで進んでいるので。なので調整としては非常に苦しかったです。

司会者

ありがとうございます。では4番の方ですが、4番の方は午前中に選任手続を行い、午後からすぐ審理が始まるというような日程でした。ただし、初日の審理は冒頭陳述までということで、30分程度で終わっています。審理はその日を含めまして4日間ということでした。この辺り日程調整の御苦労など御感想がありましたらお願いします。

4番

日程については自営ですのでほとんど問題なかったです。あと、ふだん物事をいいかげんに聞いてましたので、一言一句聞き逃さないようにするのにとても神経が疲れました。

司会者

午前中に裁判員に選任されて、30分程度とはいえ、午後すぐ法廷に入っていたわけですね。

4番

はい。

司会者

その辺りはいかがでしたでしょうか。別の日のほうがよかったとか、いや、その日で全然構いませんとか、いかがでしょうか。

4番

ちょっとそれは分からないですけど、見たことない場所でしたので、ああドラマだと思いました。

司会者

ドラマで見るような法廷に自分がいるんだという感じでしょうか。

4 番

はい。

司会者

では5番の方ですが、先ほどの3番の方と一緒に、木曜日に選任されて審理は6日後からスタートという日程でした。日程調整等の御苦勞などがありましたらお願いします。

5 番

本当にほかの裁判員の方に申しわけないんですけど、全く何の問題もなく、今私は完全に専業主婦なので心配するとしたら夫の夕飯ぐらいで、何もないので。介護もしてない、子供も独立してるというところで、逆に言えばお断りしようがなかったというところもありましたけれども、問題なかったです。ただ、今日いらしてないのでちょっと代わりに言いますが、一緒に裁判員をやった方で、職場の理解がなくて全部欠勤になったという方がいらっしゃったんですね。それはそれで大変お気の毒だったんですけども。あと、もともと夜の仕事で昼間は起きているのさえつらいとおっしゃっている方もいらっしゃいましたし、やっぱりそういう意味も含めて、私たちの場合は6日間、中5日ありましたけど、もうちょっと余裕があるといいのかなという気はしました。

司会者

それでは6番の方ですけれども、金曜日に選任され、3日後の月曜日から審理が開始されて、審理自体は4日間連続と聞いています。日程調整の関係で特に御感想等ありましたらお願いします。

6 番

今、選任の日から審理が始まったという話もお伺いしまして少しびっくりしたんですが、逆に予定としてはつきやすいのかなと思いますが、私の場合は金曜日に選任手続があり、翌週の月曜日からスタートでした。その間は逆に土日を挟みましてちょうどよかったのかなという感じがしています。ただ、その後はやはり月曜から金曜、私の場合は土日を休日にしてるものですから、月曜から金曜まで丸々裁判所に詰めますと都合 9 日間、選任手続の日を入れれば 10 日間連続で会社に行っていないということになりますので、これはそれぞれの方でいろいろあると思いますので、必ずしもどのような方法がよいというわけではないと思うんですが、月曜から金曜連続というのは、私の場合はちょっときつかったかなと思います。間で 1 日ぐらい会社に行けるとよかったなというような感じはしました。

司会者

金曜日が選任だったんですが、仕事上の調整はその日のうちにされたという感じなんでしょうか。週末にされたんでしょうか。

6 番

日程はもう以前からスケジュールが通知されておりましたので、全部対処できるようにはしておりました。

司会者

あとは選ばれたことを伝えるだけということになりますか。

6 番

そうですね。私はたまたま会社で総務の仕事をしておりまして、平成 21 年の頃にいわゆる裁判員裁判が始まる時に会社としてどのような規定を設けなければいけないかという、そういうルールを決めたほうの側でして、まさか会社で第 1 号が私になるとは、人身御供になるとは思わなかったということですね。それでひとつこの場をお借りしまして、感想といいますか、あ

あ、こういうことがあるんだなというのを述べさせていただきますと、半日とか数時間で終わる日があるというのを実は想定してなかったんですね。丸一日当然かかるものであると、会社に来ることはまさかないであろうというのを大前提にしておりましたので。ところが、いざ自分の身に降りかかると、会社に帰って仕事片づけなきゃとか、1日拘束された日であっても、できれば会社に帰って何か急ぎのものだけ片づけて、翌朝には裁判所にまた来るというようなことをやっておりましたので、こうしたときの労務の扱いを整理しとかないといけないかなというふうなところで、時間欠勤ですとか、時間の年休処理、こういうものがセットでない会社ですとなかなか大変かなというのがありました。

司会者

貴重な御意見ありがとうございます。やはりかなり職場の環境等によって大分違うところがあるんでしょうね。

6番

そうですね。

司会者

では7番の方ですが、7番の方は金曜日に選任されて3日後の月曜日から審理が開始されています。審理はちなみに4日間です。

7番

まず日程調整のためには、前もって予定が分かっておりましたので、その日程のときには出勤しなくて済むようにしました。それというのは、私は施設の専門職で仕事を替わってくれる人はほかにいないんです。私一人でやらないてはいけなくて。自分一人なので調整はしやすいんですが、そのために審理に入る前の2週間ほどはすごく残業しました。そのために残業して日程を空けることができたので、仕事を休むのは簡単でした。職場の理解もあり、特別休暇をいただいていたので、調整は苦勞というわけではなく、仕事は

ちゃんとなしました。

司会者

大体選任手続のときには一応の予定をつけてきていただいているので、実際に選ばれたということになりますと、例えば職場のある方だったら職場に伝えて、場合によっては必要な引継ぎをするという感じなんでしょうか。やっぱり全体として別の日のほうがいいかなという感じでしょうか。選任された日にすぐに審理というよりは別の日のほうがいいかなという感じでしょうか。

4 番

はい。心構えができていませんので。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは選任までの関係で、御参加の検察官、弁護士の方から質問しておきたい点があればお願いします。

池本弁護士

先ほど裁判員裁判の審理途中でも審理が早めに終わったらお仕事に行かれるとおっしゃいましたけれども、それではかなりお疲れになったのではないかとお察しするんですけれども、いかがでしたでしょうか。

6 番

疲れるというのはありますけれども、さほど遠方ではないというのと、そのような形で仕事を処理されてる方はほかにもいらっしゃいました。ちなみに、こうしたときにですね、実は通勤災害というのが少し気になりまして、裁判所から自宅まで帰るときの通勤については公務災害になるということをお伺いしてるんですが、事業所に帰ったときには公務災害になるのか、あるいは事業所側の通勤災害になるのかというのが、実はこれ労働法で有名な先生の著書にもあるんですが、余りまだはっきり決められていないようでして、そういったことの処理も実は必要になる場合があるかなというようなことを

少し思いました。

司会者

そういった場合には，裁判所にこういう日程で行動するんだけどもとお伝えいただき，そういう疑義があったら御相談していただくのがいいのかなと思います。

それでは次に，審理に入ってからのことについてお聞きしていきたいと思います。皆様の事件はどの事件も責任能力を含めて事実関係に何らかの争いがあったという事件ですが，最初に起訴状が読まれた後で，検察官，弁護人の冒頭陳述といいまして，それぞれこういった主張をしますと，だからこれからの証拠調べではこういった点に注目してくださいという趣旨のことが述べられ，例外なく皆様の事件の場合は書面が配られているように思います。最初に検察官や弁護人が述べた冒頭陳述というのが，これから証拠調べに臨む上で分かりやすかったのかどうか，頭に入ったのかどうかという点について御感想をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。7番の方から何か御感想があればお願いできますか。

7番

特に問題はなかったんですが，これはたまたまなんですが，弁護人が個人的にお話が聞き取りにくい方だったんですね。いろんな方がいらっしゃるわけで仕方がないなとは思いましたが，弁護人の言いたいことが何かごちょごちょしてて，もっとはっきり言ってよと実は思いました。

司会者

声自体が聞き取りにくいという感じですか。

7番

声が聞き取りにくいし，もごもごしてるし，何かしゃべり方に性格も出たんですね。何かすごく聞いてていらいらして，本当に弁護する気あるのという感じでした。弁護人なので私がどうこう言うものでもありませんし，も

し例えばそれが検察官だったらもっと腹立たしく思ったんでしょうけど、仕方ないよねという感じの、そういう印象でした。

司会者

そういう点では、法廷ではなかなか弁護人の主張とか言いたいことというのが、書面はあったかもしれませんが、頭に入りにくかったということになりますか。

7 番

私だったらもっとうまく言うのにみたいな感じでした。

司会者

率直な御意見ありがとうございます。では6番の方はいかがですか。冒頭陳述の場面は。

6 番

そうですね。なかなか私もしゃべりは余りうまくはないほうですから、口頭で表現をするということは難しいことかと思うんですが、パワーポイントの資料が大変よくできておりました。いつときいろいろ問題になったかと思うんですが、現場とか被害者の方の写真とかが非常に精神的ダメージを与えることがあるということでイラストなどで代替をされておきまして、大分改善されてるかなと思ったんですが、やはり全体像を把握するまでにちょっと時間がかかってしまうかなというのが印象でした。特に時系列の前後関係ですね。こういうものを把握するのにちょっと時間がかかることがありましたので、例えば、これは裁判の後で分かったことを申し述べておきますけれども、事件のCGのビデオのようなものが出てたりしまして、こういうもののほうが分かりやすかったかなと思いました。ただ、それはいろいろ裁判所で取り上げられる可能性があるものかどうか分かりませんが、パワーポイントだけではない方法がもしかしたらあるかもしれないということは思いました。

司会者

最初の冒頭陳述のときは、手元にA4の1枚ぐらいの書面があったようなんですが。

6番

そうですね。

司会者

そこもパワーポイントが実際に使われたんでしょうか。パワーポイントは証拠のほうでしょうか。

6番

パワーポイントは証拠のほうですね。

司会者

最初に検察官や弁護人が冒頭陳述としてこういうところを見てください、私たちの主張はこうなんですという部分はいかがでしょう。

6番

主張の点につきましては、要するに起訴事実を認めていて、責任能力の有無あるいは程度が争点であるということが一番のポイントでしたので、それは非常に分かりやすく受け取れました。

司会者

では5番の方ですが、かなり長い審理になったんですけども、最初の出発点の冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

5番

冒頭陳述という言葉はドラマとかそういうので聞いたことはあるんですが、実際に体験するというか経験する、聞くのは初めてだったので、ああ、こんなもんかという感じがまず率直な感想です。責任能力を問うものであるということはよく分かったんですが、頭の切り替えがすごく難しかったのは、冒頭陳述というのは検察側にしても弁護側にしても、これはその立場による主

張ですよと、ここに書かれているのが、言葉はちょっと悪いかもしれないんですけど、本当に真実かどうかは分かりませんよというか、何というんでしょうね。要するに、これを争点にしてこういう主張を展開していったという、そのスタートなので、こういう事実がありますからここを見てくださいというのとまたちょっと違うというか、何となくそんな印象だったんですが。そのところの頭の切り替えがすごくできなくて、一時期ちょっと、「だってこう書いてあるんだもん」って、「いや、それはここの主張ですから」みたいな、そういう指摘を裁判官からされたりとか、ちょっと違うんですよみたいなふうなことがあったりとか、その辺がちょっと戸惑うところでした。何がポイントか、責任能力がポイントだというのは分かるんですが。ここに書かれてることを、じゃ、どういうふう理解する、どのレベルで理解するべきなのかなというのがちょっと最初は分かりにくかったです。

司会者

今お話がありましたように、冒頭陳述というのは検察官や弁護人の主張でして、それ自体は証拠ではないということなんですが、その辺りは5番の方は裁判官のほうから事前に説明というのはあったんでしょうか。後でお聞きになったんですか。

5番

そういうことだったんだろうけれども、私が何というか、その辺のことにちょっととらわれていたというか、ここにこう書いてあるから、それが裁判に出ているから、これを真実と思って自分は考えなきゃいけないのかなという、ちょっとその辺が、ちょっと構え過ぎたというか何というか、そんなことだったんだろうと思います。

司会者

それでは4番の方よろしいですか。

4番

私は検察官が女性だったんですけど、強い口調で驚きました。何か私だったら「はい」と言っちゃいそうな気がしましたね。あと、弁護人が何回も同じことを聞き返してるのがすごく気になりました。

司会者

冒頭陳述をお聞きになって、検察官はこういうことを主張したいんだなという概略ですね。これに対して弁護人はこういうことを言いたいんだな、だからこの点の主張が対立してるんだなということは大体イメージできたのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

4 番

はい、できました。

司会者

そこは大丈夫ですか。

4 番

はい、大丈夫です。ただ簡単なことで、さっき言ったでしょうみたいなことを何回も聞き返したりしてるので何か気になりましたね。

司会者

それは証人尋問とかそういう場面ですか。

4 番

そうです。

司会者

冒頭陳述のほうは大丈夫だったんですか。

4 番

はい。

司会者

では3 番の方はいかがですか。

3 番

冒頭陳述自体の話ですよ。検察官は分かりやすかったです。弁護人はちょっと、説明というよりは資料自体がよく分からなかったです。言わんとすることは伝わるんですが、ちょっとプレゼン能力がないのか、非常に分かりづらかった印象です。

司会者

検察官の冒頭陳述のほうで分かりやすかったというのは、具体的に言うとしたら、どういった点でしょうか。

3番

書面に基本的に必要な項目がまとめられていました。弁護人は自分たちの主張のみをまとめていたので、何を伝えたいのかが分かりづらかったというところが大きな違いだったと思います。

司会者

弁護人の冒頭陳述の記載では、例えば書かれていることの位置づけが分からないとかそういうものも入りますか。

3番

位置づけというのはどういうことですか。

司会者

これは検察官の主張のこういう部分に対して違うと言ってるんだな、とかですね。そういう意味ですが。

3番

はい、分かりづらかったです。

司会者

それでは2番の方、同じく冒頭陳述の場面ですが、いかがでしょうか。

2番

冒頭陳述に関しましては、先ほども5番の方と司会者の間で話がありましたとおり、これから行われるのはあくまでも双方の主張です、証拠ではなく

て主張ですからそのつもりでお聞きくださいという説明というのが事前にありました。とりあえず、今から主張だけですというようなことを頭をクリアにして聞き入れられたことが非常によかったことでした。弁護人と検察官ですけれども、声の通りというのが非常に歯切れもよく声も大きく、何か発声練習でもしてるのかなというふうなぐらい大きな声で言ってたのでよく聞き取れたという感想が残っています。

司会者

それでは1番の方ですけれども、事件が3つありまして、そのうちの2つの事件で争いがあるということなんですが、冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

1番

今となっては余りよく覚えてないです。初めてのことでしたので、それもどういうことなのか段階を踏んでいく上でだんだん分かってきたというのが事実です。

司会者

そうすると、冒頭陳述の段階では余り頭に入らなかったけれども、その後、証拠調べをしていく中でだんだん分かってきたということでしょうか。

1番

はい。こういうことを争っていくんだなというのが徐々に見えてきたといえますか、最初はもう全部初めてで、その空気に慣れることが精いっぱいだったので頭は真っ白でした。

司会者

冒頭陳述については、起訴状が読まれた後に聞くわけで、事件の情報といいましたら起訴状しかなかった。起訴状という検察官の主張書面があるだけで、その後冒頭陳述をいきなり聞くわけですからけれども、何か御経験された事件で、ちょっと情報量が多過ぎたなとか、逆にもうちょっと言ってくれない

と分からなかったなとか、分量的な問題で何か御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。そこは特にないですか。そもそも初日だから緊張して頭に入らないというのは別として、何か分量的にこれは多過ぎるんじゃないかとか、何かそういうことを思った方はいらっしゃらないということでしょうか。そこはよろしいでしょうか。この辺は当事者も大体A4, 1枚ぐらいとか、最近ではかなり絞って工夫をされてる部分かなと思いますが、そういう点は大丈夫でしょうか。何か冒頭陳述の点ではありますか。

池本弁護士

3番の方にですが、先ほど弁護人の冒頭陳述が主張だけまとめられていてよく分からない、検察官に比べてよく分からないというようなお話が出たと思うんですけども、弁護人の主張は分かったのでしょうか。

3番

主張自体は分かりました。ただ、こうしたい、要は裁判で言う結果ですよ。こうしたいというのが別段載ってるわけじゃなくて、こういうことはこういう影響があるからこういう結果だろうという主張自体は分かります。ただ、唐突にニックネームみたいなもので並べられたりとかすると、いきなり何のことだろうという、ちょっと資料的な内容でちょっと分かりづらかったというのがあります。

池本弁護士

3番の方は殺人事件の責任能力が争点というお話でしたけれども、いろいろちりばめられてるのは精神医学の用語とかということですか。

3番

いや、用語自体はそこまで多く入っていませんでした。一番問題となった用語自体は一応入ってはいましたけれども、非常に分かりにくかったというのが個人的な印象なので、どこがと言われると、分かりにくいから分かりにくいとしか、ちょっと何とも説明しづらいんですけども。

池本弁護士

弁護人について、プレゼン能力がないのかとおっしゃいましたが、その点が分かりにくい決め手になってるのでしょうか。

3番

そうですね。結果的に何を主張したいのかは分かるんですけども、その過程が何かちょっと、まだ状況も見えてないからというところも多分あるとは思いますが、個人的には分かりにくかったです。

司会者

それでは、冒頭陳述は検察官、弁護人の主張だったわけですが、今度は証拠そのものを取り調べるという場面に入っていきたいと思います。大きく分けまして、証人や被告人が法廷で話す場面と、その前に証拠の書類とか図面や写真などを調べる手続があったと思います。まず最初に証拠の書類とか図面や写真を調べたときの場面の感想をお伺いしたいんですが、そういった内容は証拠調べの過程である程度理解ができたのかどうかという観点、分かりやすいものであったかどうかという観点からお伺いしたいと思います。例えば2番の方の事件は、覚せい剤の輸入でしたけれども、電子メールに関する証拠調べがされたようですが、こういうのは法廷で証拠調べを聞きながら頭に入ってきたのかどうか、その辺りいかがでしょうか。

2番

電子メールのやり取りを重要な証拠として法廷の中で出されたことがあったんですけども、その原文というのがやっぱり英語なんですね。最初に、これは皆さんが全て英語に堪能であるわけではないので、日本語に訳したものを出示されて、それについてということだったんですけども、やっぱり日本語に訳されたものだと若干ニュアンスがとりにくいというところがありまして、これの原文を出してくださいというようなことが審理の中でありました。やはりちょっと微妙な問題ではありますので、そこは原文がないとやっぱり理

解しにくいと思います。訳すほうにもお互いのバイアスがかかってしまうようなことがあるので、言語の問題というのはちょっと感じましたね。分かる人には分かる、分からない人にはちょっと分からないんじゃないか、本当の意味というのは伝わらないんじゃないのかなという問題というのがあるんじゃないかと思いました。被告人は日本人なので、それが外国人だったら間に通訳人が入ったのもっと大変なんじゃないのかなというのはちょっと感じましたね。

司会者

その電子メール自体は、最初は日本語で何か画面に映し出す格好で、何時何分のメールがこういう内容ですとか、そういうのが画面に映し出された証拠調べだったんでしょうか。

2番

そうですね。手元の資料と画面に出されてというもので、それを何時何分というように、時系列に沿って出してくるという形でした。

司会者

私はその証拠調べの状況は分からないんですが、審理の途中で、何か対応する原文、これも証拠として出すという展開になったということなんじゃないかな。

2番

そうですね。これの原文はないのという話になりまして、原文を証拠として出してくださいということになりました。

司会者

それはメールの特定の部分でしょうか。

2番

全部です。

司会者

それから、今度は1番の方なんですけど、この事件は先ほども申し上げましたように犯人かどうか争われた事件で、検察官の主張書面だけを見ますと、複数の地点の防犯カメラの映像と目撃者などの証言を総合して立証するという形だったと思うんですね。恐らく防犯カメラが再生されたと思うんですけども、この防犯カメラの再生を法廷でご覧になった印象、感想というのはいかがでしたでしょうか。分かりやすさという観点からお願いします。

1番

分かりやすく大学の先生とかが分析されて、それを細かく丁寧に説明していただいて、すごく詳細でした。服がすごく特徴があったんですね。そういうのとか時間から割り出したりとか、それはすごくよく分かりました。

司会者

今おっしゃられたのは、この事件では画像の鑑定をしていらっしゃる先生がいて、その方の証人尋問をお聞きになったということですね。

1番

はい。

司会者

この防犯カメラの映像というのは、審理では何か証人尋問とセットで流されたような感じだったのでしょうか。それとも先に全部流してしまってから目撃者などの証人尋問だったのでしょうか。

1番

そうです。その先生の時間がかなりとってありまして、それでこれは恐らくということで時間とかそういうのからするとという話とか。

司会者

事前に何か防犯カメラの映像を流すときに、複数の地点から撮ってますので、これから流す映像はこの地点から撮ったものですよという何か説明はあったのでしょうか。

1 番

ありました。説明はその都度ありました。

司会者

それを頭に入れて映像をご覧になっていたということですか。

1 番

はい、そうです

司会者

今特徴的な電子メールとか防犯カメラの映像が出た事件を取り上げてお聞きしたんですが、ほかにも何か図面とか写真とか、多かれ少なかれあった、先ほどCGのほうがいいんじゃないかというお話もあったんですが、実際の事件で証拠を見て、こういう点が分かりやすかったとか、この点はなぜこの証拠が必要なのか、結局意味が分からなかったとか、その辺りはいかがでしょう。1 番の方よろしいですか。

1 番

本当にこの人であるかという立証ができないと駄目なわけなんですよね。それで、今の技術がすごいなというか、科学がすごく発達してるんだというのをすごく思い知りました。ここまでやるんだというのを強く感じましたし、そのときに言われたのは、総合してこれこれこれで量刑がどうかというのではなくて、一個一個立証されたものにその刑が付いてきますという話とか、最初そういうのが全然分からなかったものですから、だからこういうふうの一つ一つ決まってくんだなというのもすごく勉強になりました。それが立証できないと、それには科すことができないというのも。

司会者

今1 番の方と2 番の方にお聞きしたんですが、ほかの皆さんはいかがでしょう。証拠書類とか、あるいは図面や写真とか、そういったものの取調べで、それが法廷で内容をお聞きになっていて分かったかどうか、あるいはこ

これはこの点に関する証拠であるんだとか、さっき冒頭陳述で言っていたこの点の証拠がこれなのかとか、そういうことがお分かりになりながら聞いていらっしゃったかどうかとか、その辺りいかがでしょうか。7番の方よろしいですか。

7番

防犯カメラに犯人が向かっていくところが映ってるんですが、法廷で見たときでは、やはり1回流すだけでは全然分からず、評議するときには何度も何度も何度も見まして、その踏み込むタイミングだとか手を出したタイミングだとか何度も見て、結論が出せたという感じで、防犯カメラがなかったら、ちょっとそこまで私たちも決めかねたんだなと思いました。ただ、刺した瞬間が映ってるわけではないんですが、その防犯カメラの映像と、あと証人が2人いたので、証拠としては十分でした。証人の話とビデオカメラと、あと凶器で、状況から見てきちんと判断ができたのではないかなと思いました。

司会者

7番の方の事件は自転車に乗ってる被害者を追いかけて路上で刺したという事件だったので、やはり防犯カメラが登場してるんですけど、防犯カメラに限らずほかの事件の証拠で何か印象に残ってることというのはありますか。証人や被告人の話以外の証拠書類とかそういうものですね。例えば犯行が起きた場所がどういうところかとか、位置関係を示す証拠がある事件もあったのかなと思うんですけど、そういうものは法廷で恐らく図面ですとモニターに映して皆さんご覧になるということだと思うんですけど。あるいは、何か一連の時系列の動きがあれば、もしかするとその動きに関する書証といいますか書類が調べられたりとかあると思うんですけども。余り御記憶がないでしょうか。いかがでしょうか。7番の方。

7番

現場のイラスト，図をパワーポイントで見て，あとこちらに用意はしてもらったんですが，たまたま私はその犯行現場を知ってたんですね。簡単に想像がついたんですが，結構イラストと図面と実際の場所というのは，実は私的には合っていないんですね。だから，図だからしょうがないのかなとは思ってたんですが，もうちょっと何か，これだと漠然としてるかなという印象は受けました。

司会者

1 番の方。

1 番

現場なんですけど，建物なんですけど，建物がどういう状況で，これはこういうところは絶対にこういう燃え方をしないとかが，そういういろんな面から，これは絶対に外からだということも全部分析されたものをお話しくださって，いろんな図面とか写真とかを見せていただいたので，やっぱりこういう物事は絶対に中からは起きてないという証拠とかも全部挙げられてたので，そういうことまで分かるんだなという，絶対に中からではないということだったんですけど，それはすごいなというふうに思いました。

司会者

今のお話は，証言のときに図面などを使いながらの証言だったので分かりやすかったということになりますか。

1 番

はい，そうです。

司会者

築検察官どうぞ。

築検察官

検察官の築です。先ほど7番の方が現場の図面のところがちょっと違うという話をおっしゃっていただいたんですが，冒頭陳述メモのところでは略図と

いうものを作っておきまして、これは証拠にならないように概要という形にはなってるんですが、それではなくて実際に証拠調べの図面が実際の7番さんの御記憶と違うようなところがあったということなんではないでしょうか。

7番

すいません。ちょっと言い方もよくなかったのかもしれないんですが、冒頭陳述の犯行場所の状況等ですね。何というんですか。別に間違ってるわけではないんですが、ぴんときない図面ということですね。

築検察官

はい、分かりました。

司会者

それでは証拠調べの場面が進んで証人尋問が行われたかと思しますので、証人尋問の関係に入らせていただきたいと思えます。今回お集まりいただいた皆様の中で特徴的なのは、専門家証人が調べられた事件が多かったということですので、特に精神科医の尋問も多くありました。しかも複数のお医者さんのお話を聞くというものでした。今、5番、6番の方も一斉にうなずいてらっしゃるんですが、お話があったので、その話をお聞きになってどうだったかという辺りからお聞きしていこうかなと思えます。今強くうなずいておられた6番の方からお願いします。

6番

はい。私も専門的では全然ないんですが、多少は会社で精神科医の方々の診断書等を拝見することはあるんです。まずその傷病名といいますか病名といいますか非常に難解な言葉が多々出てまいりますので、それがそもそも何を指すのだろうかというところからやはり時間がかかるということですね。例えば、本件につきましては、具体的な障害の名称が出てくるんですが、これはそもそも何だろうということになるわけですね。ICD-10という国際基準が出てまいりまして、これがまた非常に、今うなずいてる方もいらっ

しゃったと思うんですが、難解でして、これも理解するのはやはり時間がかかったところが記憶に強くあります。

司会者

6番の方の事件は、検察官、弁護士それぞれが申請した精神科医を1名ずつ聞いたということですがけれども、証人尋問の方式というのは、いきなり検察官なり弁護士が質問を始める方式だったのか、それとも精神科医の方が何か、例えばパワーポイントを使いながら最初にプレゼンテーションをする方式だったのか御記憶ございますか。

6番

そういう意味で言えば後者のほうですね。プレゼンテーションがありまして、医師の方から説明がありました。

司会者

そのプレゼンテーションの中で専門用語が出てくると、それに続いてその内容はこういうことなんですよという説明はあったということなんですか。そこはいかがですか。

6番

はい。説明はございますが、やはり全体の時間もありますので、私どもが理解をするのは評議室に帰ってからということになります。

司会者

それでは、同じく精神科医の証人尋問が行われた事件ということで、これも責任能力ですね。5番の方、続いて3番の方も一緒の事件なんですけど、5番の方からお願いします。ちなみにこの事件では解剖医にも聞いてるんですが、精神鑑定の関係だと、お医者さんが合計3人出てくるんですね。いずれにしても複数の方に聞くということですが、御記憶がある限りで結構ですので、分かりやすかったかどうかいかがでしょうか。

5番

非常に疲れましたというか、それほど専門用語が飛び交うようなそういうあれではなかったんですけれども、先生方は非常に、やっぱり大学の先生でもありまして、講義でよい講義をなさるんだらうなという感じで、資料もとても分かりやすく、それはそれで分かったんですけれども。結局、検察側の解剖医の先生の話と、それを裏付ける精神科医の先生の話と、それに対抗する弁護側のほうの先生がお二人いらっしゃったんですね。お二人の共同の見解をお一人の方が代表してその場で述べられるという形だったんですが、何か結局こちらの方はこう言ってらっしゃる。それはそれで分かる。逆に、いや、それに対してはこうですと。それはそれでまた分からなくもないけれど、「じゃ、だからどうなの」という、何というんでしょうね。そういうほうの知識がない身からすると、言葉はそれほど難しい専門用語ではないけれども、行動的脱抑制とかそんなような感じですね。分からないというかふだん使わない言葉としては、分からなくないんですけど、でもこっちの立場、こっちの立場と両方合わせて聞かされると、「で、だから何」という感じになってしまって、評議室に戻ってから、「結局あれは何だったんですかね」みたいな、そんな感じになってしまって、そこら辺は専門ではないので、我々は議論しようにもできないというか、なのでとても疲れました。

司会者

法廷でお医者さんが、専門家が言ってる内容自体は、こういうことを言ってるんだなということはお分かりになったということではよろしいでしょうか。そこら辺りはいかがですか。

5 番

パワーポイントを使った資料とかで分かったという感じですかね。

司会者

では、同じ事件を御担当になった3番の方はいかがでしょうか。専門家のお医者さんの証人尋問をお聞きになられていかがだったでしょうか。

3 番

個人的には分かりやすいほうかなと思いました。ただ、資料内で専門用語の説明が入っていなかったのので、評議室に戻ってから、裁判長や裁判官が1ページにまとめた資料を使って、これはこういうことなんですよというような形で説明をしてくださってようやく理解できるということのほうが、どちらかというと多かったかなという印象です。

司会者

そうしますと、証人尋問の中で専門用語が出てきたわけですね。その場では必ずしも意味が完全には分からなくて、後で分かったということが多かったということになりますか。

3 番

そういうこともありました。ただ、その都度、裁判官がこれはこういうことですかという形で聞き直していたので、それでまだその場で理解できることもあれば、結局何を言ってるのかよく分からないので、後々になって確認をして教えてもらったりとか、最終的に、その場で教えてもらってもふだん使わないものというのはすぐ忘れてしまうので、わざわざ資料を用意してまとめてくれたりしたので、まだ分かりやすかったのかなと全体的には思います。

司会者

専門家ということでいいますと、先ほど来1番の方からいろいろなお話が出てるんですが、1番の方の事件ですと、防犯カメラの画像を鑑定した専門家、それから家屋の火災原因についての専門家、それから飲酒が犯行に影響したかどうか、これは仮に犯人であったらという仮定を含みますが、飲酒が影響したかどうかという、いわば三つの分野の専門家の話をお聞きになったんですけれども、それぞれの分野の専門家の話を聞いて、頭に入ったかどうかと、あるいは相対的にこういう分野だと頭に入りやすかったとか、何かそ

の辺の印象や感想はありますか。

1 番

初めての経験ですので、本当にここまでという説明ですよ。それで物すごく詳細だったので、すごい聞き入っちゃったというんじゃないですけども。あと家屋に対しまして、やっぱり家屋の柱の呼び方とかそういうのも分からなかったものですから、それも後で辞書で調べたりとか、そういう面では興味を持ちました。

司会者

今の家屋の柱の呼び方というのは、それは法廷での証言で名前が出てきていたわけですか。

1 番

はい。何回も出てました。

司会者

それがどの部分を指すかということは、その場でお分かりにはなっていたということでしょうか。

1 番

はい。一応その範囲のことなんですけれども、こういう呼び方をするんだというのが、専門用語でしたので、こういうふうに柱ってみんな名前が付いてるんだというのも分かりましたし、そういう点では興味を持ってました。

司会者

それは、法廷で証言の中で説明があったということですね。

1 番

はい、そうです。

司会者

それから、7 番の方の事件も、責任能力が争点には最終的になっていないんですが、やはり精神科医の方から話を聞いたとお聞きしているんですが、

その証人尋問はいかがだったでしょうか。分かりやすかったかどうかという辺りはいかがでしょうか。

7番

割と分かりづらかったと思います。私は仕事柄、割とそういう分野も知らないほうではなかったのですが、何とか大丈夫だったんですけど、ほかの方は、やっぱり関係ない方は精神科の先生の話は分かりづらいですね。

司会者

やっぱり最初にプレゼンをする方式の証人尋問だったんですか。

7番

私も今それを考えてたんですが、思い出せないんです。

司会者

7番の方の事件ですと、ナイフで刺したという事件だったものですから、法医学のお医者さんの尋問もあったと思うんですけども、こちらはいかがだったでしょうか。

7番

弁護側の先生のお話は弁護する方向なので、何というんですか、聞いていて「えっ、そう」という感じの、やっぱり私なんかも先入観がありまして、弁護側の先生は「そうではない。間違ってもそのぐらい刺さるんだ」みたいな。それで検察側の先生は、「思いっきり刺さなければそんなには刺さらない」とやっぱり後からおっしゃって。私たちは聞いていて、「ほら、やっぱりそうじゃない」という感じになってしまうんですね。私だけじゃなくて、ほかの裁判員の方もそのようにおっしゃってました。だから、何というんでしょう、立つ側によって同じ医師でも言うことは違うなというのは、やっぱりなという感じで、どうしてもこちらはこちらで先入観もあるのは拭えないなというのを感じました。

司会者

今、先入観とおっしゃいましたが、結局ほかの刺された傷がどれぐらいだったとか、そういった証拠は出てるわけですね。

7番

もちろんです。そうです。

司会者

そういうのを頭に置きながら聞くと、こちらの方の言ってる意見が説得力があるなど、そういうことでしょうか。

7番

そうですね。刃は刃渡り十何センチあるのが全部入ってたとか、その刺さり方ですとか、やはり検察側の先生のほうが、いかに刺さったかというのが分かりやすく、弁護側の先生というのはやはりちょっと漠然とした説明なので、うーんという感じでした。

司会者

今、主にお医者さんとか専門家のことだったんですが、若干性質が違ってくる部分もあるかもしれませんが、4番の方の御担当いただいた事件は、先ほどお話ししました覚せい剤の輸入という事件でして、これは麻薬取締官の方2名の証人尋問が行われたと聞いていますけれども、この麻薬取締官のお話が分かりやすかったのかどうかというのはいかがでしょうか。

4番

ええ。十分分かりやすかったです。通訳を介しての話でしたので、ちょっと細かいニュアンスというのが分かりづらかったのかもしれませんが、被告人がすごく興奮したりなんかするようなことがあったので、ちょっと何かそういう、通訳の方の日本語はすごくうまかったんですけども、ちょっとまた違う感覚なのかなと思ったりもしましたけれども。麻薬捜査官の方のお話はとてもよく分かりました。

司会者

これは何か荷物がどういうふうに移動していったかとか、そういった情報
でしょうか。

4 番

ええ。それは画像で出ましたので一目瞭然でした。

司会者

主なお話の内容というのはどんなところだったかというような、項目は覚
えていらっしゃいますか。

4 番

ええ。本人が知ってて受け取ったのか、いや、知らなかったのかというこ
とだったんですけど、証拠写真では堂々と、画像では堂々と荷物を開けてる
というところでしたが、本人は知らなかったと。

司会者

これはコントロールドデリバリーがされて現行犯逮捕された事件だったと
思うんですが、逮捕の状況も話が出たということになりますか。

4 番

はい。

司会者

それから 2 番の方の事件は、これはちょっと専門家というわけではないん
ですが、特徴的なのは、時間はそれほど長くないんですが、被告人の妻や知
人など 4 人の弁護側証人も調べているということで、それぞれの証人の立証
趣旨とか話の内容は、私には全然分からないんですけれども、その 4 人がど
ういったことを話す証人で、どうして 4 人必要なのかとか、その辺りは何か
聞いておられていかがだったんでしょうか。

2 番

その辺はですね、証人というのが特に事件に関するということではなくて、
その人の今までの経緯ですとか人柄ですとか、何かそういうふうなものを説

明するための方々でしたので、特に難しい言葉ありませんでしたし、本当に率直に話してくれる人たちばかりでした。それは私たちと同じ感覚の人たちだったような印象を受けました。

司会者

先ほど来の皆様のお話を聞いてますと、資料、紙の資料といいますか、あるいはパワーポイントとか、そういうものは割と分かりやすいというお話が出たんですが、尋問とかそういうものについては、まだまだ課題がいろいろあるのかなと思っているところなんですけど、何か被告人質問を含めて、検察官なり弁護人の聞き方とか質問の順序とか仕方とかで、何かお感じになったことというのはありますか。

1 番

証人の方で中年の方が出ていらしたときに、弁護人が何回も何回も同じことを質問して、本当にまだ聞かれるのかなという感じだったんですね。そこでやっぱり裁判長が、それはその方の見方だからそういうこともあるんじゃないですかというので、その質問を止められたんですね。もうそこまで聞けばいいんじゃないですかと。そういうこともあるんじゃないですかということ。そのときはちょっと必要以上に同じことを何回も聞かれてるなという印象は持ちました。

司会者

ほかに何か印象に残ってることでも結構なんですけど。この辺りは当事者の立場ということで、御参加の検察官、弁護士にお聞きしたいと思います。

築検察官

質問という形でよろしいですか。専門家証人のほうは、検察官のほうもいろいろこれまでの経歴から体験してる事件が違うので、一から勉強したり、大学の先生に話を聞きに行ったり、自分で本や教科書で勉強したり、なるべく分かりやすく資料を作ったりということいろいろ工夫してはいるんです。

ちょっとお尋ねしたいのですけれども、精神科の先生の方々がプレゼンという形で最初に御説明をして、それから各質問という形のときなんですけれども、プレゼン資料がプレゼンするときにお手元にあったのかなかったのか。あった場合は分かりやすかったのか。なかった場合にはやっぱりあったほうがよかったのか。そこら辺御意見をいただければと思うんですが。よろしくお願ひします。

司会者

いかがでしょうか、その辺り。6番の方お願ひします。

6番

やはり当然手元にあったほうがいいですね。どうしても進行はどんどん進んでいきますので、話を聞きながらも自分の手元のほうでは勝手にもう一回振り返ったりとか、前にこう言ってたことをここでまたこういうふうにおっしゃってるのかなというようなことがありますので、進行だけだと頭の進行が追いついていきませんので、手元に最初からあったほうがよろしいかと私は思います。

司会者

ほかに何か専門家が証言する時点ではプレゼンの資料が、パワーポイントで画面には映るけれども、紙としては手元にはなかったという方はいらっしゃるのでしょうか。

3番

なかったこともあります。

司会者

3番の方、その場合は何か違いがありますか。あった場合と比べて、いかがですか。

3番

これは医師の方の希望だったんですけれども、私が説明しているときには

紙をぺらぺらめくられるのが嫌だから事前には配りませんと、終わった後に配りますという宣言をされた上で説明をされた方がいらっしゃったんですけど、パワーポイントはグラフィカルで非常に分かりやすかったんですけども、やっぱり手元にあったほうが分かりやすいかなと思いました。

司会者

プレゼンの資料が皆様のお手元にありますと、例えば証人尋問を聞きながら前に言ったこととのつながりを確認するのに使ったりとか、あるいは場合によってはちょっとメモしてみたりとか、どういうふうにプレゼン資料を証言を聞きながら御活用になっているんですかね。あるいは最終的に評議のときにこういうのが役に立ったとか。その辺り、証言を聞くときの助けとしてこういうふうに役に立つとか、あるいはそれが評議のときにもこういうふうに役に立つとか、そういった観点からはいかがでしょうか。6番の方。

6番

先ほど申しあげましたように、やはり振り返りながら確認をしていくのに一番必要ですね。というか、逆に普通はセミナーでは配布されることがほとんどだと思っておりますので、当然出てくるものだと思ってたのが出てこなかったときもありました。それは実は用意はされてたようなんですね。それは説明開始前に配られる予定ではなかったようなんですが、裁判長の指示で最初から配られて、要するに見ながら聞くことができたということがありました。ですから、もし標準にできるようであれば配付を標準としてもいいのかなというふうには思いますけれども、ケース・バイ・ケースがあるということでしょうか。

司会者

ほかに築検察官よろしいですか。

築検察官

はい。

司会者

では、池本弁護士いかがですか。

池本弁護士

長くなったら申しわけありません。2点ほどあります。先ほど2番の方がメールのやり取りのところで翻訳文が分かりにくいから英語の原文を出してくださいということで出してもらったというふうにおっしゃったんですけれども、日本の裁判所での裁判は日本語で行うというふうに法律にも書いてあるので、証拠となるのは日本語であるというのはもうお聞きになった上で、その英語の原文というのは証拠上どういうふうな扱いになったのでしょうか。結論的に訳文が英語の原文と間違ってた部分があったんでしょうか。

2番

間違ってたというわけではなくて、一つの単語に対して、それを何と訳しますか。その一つの言葉に対して幾つもの意味が存在してるわけで、その本来の意味というのは、その文全体からじゃないと理解できないんで、その訳が別に間違ってたということではなくて、それが真の意味というのはこの文面からだとは何だと思えますかというふうなものも一つ論点の中にありましたので、そこでその日本語だけの訳のものだと分からないよねというようなことで、後から原文も出してくださいという形になりました。

司会者

あくまでも証拠になるのは日本語のほうで、それがそういうニュアンスで、日本語のニュアンスで理解していいかどうかという、理論的に正確な説明かどうか分かりませんが、その補助的な資料として英語を出してもらったという、そんなイメージでいいんでしょうか。

2番

まあそういうことになると思います。法廷というのは日本語で行わなければいけないというふうなのは今初めて聞きましたので。それを補助する意味

合いですかね。そういったもので原文が必要だったというようなことでしょうかね。

司会者

もう1点はいかがですか。

池本弁護士

今の話は弁護人のほうから、この英語の単語はこういうふうに訳されるのではなくてほかの訳し方もある、ほかの意味もあるという、そういう御主張があったということですか。

2番

はい、そうです。

池本弁護士

分かりました。それともう一つは3番の方ですが、裁判官のほうで専門用語の説明を1ページにまとめた資料でもって説明してくれたというお話があったんですが、それは評議室での出来事かと思うんですけども、この専門用語の説明というのは、裁判所と検察官と弁護人と三者で一致してこういうふうな説明をしますというふうに話し合っただけという資料を作ってる場合もあると思うんですけども、その場合は裁判長のほうからそういう説明はございましたか。

3番

いいえ。特に資料を配られた際にはそういう話はありませんでした。ただ、実際に出てきた単語について、この裁判ではこういう意味合いでという形で提示されていたので、ちょっと打合せしたかどうかというところについては分かりかねます。ただ、出てきたのは事実です。

司会者

よろしいですか。

池本弁護士

はい。

司会者

1 番の方の事件と 3 番と 5 番の方の事件なんですが、非常に証人の数も多くて日数も長いんですね。それで評議のときに最終的にはこの証言は信用できるかどうかとかそういう話をすると思うのですが、法廷の証拠調べのときに聞いた証言の記憶とか、あるいは評議の場面でそれを思い出す、その辺りの御苦労とかはいかがだったでしょうか。割と覚えているものなのか、あるいは自分のメモがあるので、それで記憶喚起ができたのか、その辺りはいかがでしょうか。

1 番

そうですね。皆さんもやっぱりいろんな意見で話されますので、それは「あっ、そうだったね」というのもありますし。あと被告人が最終的に言われたことの中で、私は改心しますと訴えられますよね。その中で、以前に刑務所に入ってたけれども、そこはすごく自由がないから二度とやりませんと言ったんですけど、そのときがもう再犯だったんですよね。だから幾らそれを言われても、どこまで信用ができるか、もう二度と入りたくないと言ったのに、またすぐそういうことをやられてしまったということに対しては、ちょっと疑問がありました。

司会者

いろいろ調べた証人がどういう話をしていたかということは、評議の中で皆さんで話すうちにだんだん記憶喚起もできてるということですか。

1 番

はい、そうです。

司会者

同じ質問なんですが、3 番の方と 5 番の方、かなり証人をたくさん調べて日数が長いものですから、評議のときに審理で聞いた内容をどういうふうに

して記憶喚起したのかという辺りなんですけど、いかがですか。

3 番

基本的には私すごいメモ魔なんで、物すごいメモをしてたんで、それを読み返しながらい出ししていたのと、あとは評議室内でその都度皆さんで、こういうことをおっしゃってたね、こういうことをおっしゃってたねという形で情報を整理、思い出しをしていたので、特に苦勞という苦勞はなかったですね。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

証人の方は一般のというか普通の方なので、別に専門用語を話されるわけでもなく内容的には別にそんな難しいことではなかったもので、「あるよね、あるよね」みたいな感じで話はよく分かりました。後で「あの人はこう言ってたけど、この人はこう言ってたよね」みたいなところで、みんなで整理をしながらということ。そうですね、証人の方たちに関しては別に頭に入っていないとかそういうことではなかったですね。

司会者

評議の場でも、記憶喚起したりとかそういうことも特に問題はなかったということでしたでしょうか。評価は難しかったけれども、どういうことを概要言ってたかとか、そういうことは。

5 番

おっしゃってることはよく分かりました。

司会者

そのほかの皆様も複数の証人を聞いたりとか、あるいは被告人の話もあるわけですから、それなりの人数の話聞くわけですが、その辺りは何か評議をするときに、極端なことを言うとぱっと抜けちゃってるとか、結構覚えて

るもんだとか、集中して聞いておられるので結構残ってるという感じなんではないでしょうか。ほかに何か証人尋問の場面や被告人質問の場面でこんなことが印象に残ってるとか、あるいはこれはどうしてこうなってるのかが分からないとか、何か感想なり御疑問なりがあれば出していただければと思うんですが。ちょっと今の質問の趣旨とは外れてしまうんですが、証人と弁護人が言い合いみたいになってしまったケースがあったと5番の方からお聞きしたので、これはあくまでも質問の仕方という観点から、どういったところがそういう原因になったのかというところで、思い出せることはありますか。

5番

検察側の精神科医が説明なさっていたときに弁護人が質問したんですが、何というのかな、「このところをあなたはちゃんと理解していらしてこの結論を出してるんですか」みたいに聞こえかねないような言い方をしました。それは聞いているほうもちょっと「えっ、そんな言い方していいの」というのがあったんですね。だから、もともとその先生はあんまり法廷に来たくなかったのかなという、だけど頼まれて来たんだけどみたいな、何かそんなのがあったのかもしれないんですけど、ちょっとそれで腹を立ててしまわれて、そういう聞き方をしないでくださいみたいな、同じことを何度も聞かないでくださいみたいな、そんな雰囲気になってしまって、裁判長も「先生、ここはちょっと」みたいな感じになっちゃったんですけど。聞き方というのはやっぱり難しいなというのがあって、何か検察官も弁護人も証人に物を聞くとときに、その辺のルールというのを多分お持ちなんだと思うんですね。言葉の使い方とか。「あなたは」とおっしゃらないで「証人は」とおっしゃるとか、その辺の何というんでしょうね、決まった言い方みたいなものが多分あると思うんですね。証人の方が入ってこられる前に、そういうレクチャーを受けてらっしゃるのか、それはよく分からないんですけど。あと、質問されてるときに「あっ、そうそうそう」って普通言いますよね。それを止められるん

ですね、検察官も弁護人も。こちらが全部言い終わってから答えてください
ねというふうに止められるんですけど、それもふだんそういう会話の仕方っ
てしないじゃないですか。なので、最初の何人かの証人の方はすごくそれも
戸惑ってらして、「あっ、あっ」みたいな感じで、何かちょっとそういうと
ころで聞き方とか話の進め方とかというのが、相手は全然普通の人なので、
ちょっと気になりました。何か証人の方がかわいそうな場面もあったりした
ので。

司会者

特に法廷での証言とか被告人の話というのはそれを記録していますし、声
がかぶってしまうと聞いていても分からないということがあるので、ちょっ
と日常会話とは違うんですが、やっぱりその辺りを事前に理解しておいてい
ただくとか、そういった配慮が必要だということですね。ルールとしては、
質問が終わってから答えていただくということなので、その辺りを理解して
いただくという、初めてそこで証言されるという、その証言される方の身に
なって考えるということでしょうか。貴重な御意見ありがとうございました。
それでは、本日は報道機関の方も来ておられますので、御質問があると思
いますので、お願いいたします。

甲社A記者

今日は幹事社として代表で何点か質問させていただきます。一つは、裁判
員を経験してよかったと思われるか、また負担に感じたことや印象に残って
ること、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、一人
ずつお伺いしたいです。

司会者

お一人ずつ。1番の方からよろしいですか。

1番

よかったなというほうなんですけれども、今までの裁判は被害者家族の身

になってずっと見てたんですね。そうすると、刑がすごく軽いなと感じてたんですけれども、やっぱり自分がこちらに来させていただいて、裁判というのはそんなに単純なものじゃないというのを勉強させていただきました。

司会者

では2番の方。

2番

裁判員を務めてよかった点というのは、やはりふだんない場に自分を置くことがあって、いろんな情報が入ったりですとか、裁判の進め方ですとか、そういうふうなもの、あとは犯罪についてというふうなことを改めて考えさせられたところがよかったところです。ちょっとマイナス面、これをマイナス面というのかちょっと分かりませんが、やはり心の負担になるのは、それは確かだと思います。やっぱり、いろんな入ってくる情報に対して、評議が終わってからいろいろ考えるところなんですけども、考えては、うーん、あれでよかったのかどうかというふうなのが、個人的な心理的負担というふうなものにはなって、今までちょっと忘れてたんですけど、またちょっと思い出してしまったというような、ちょっと心の負担というのはやっぱりありました。

司会者

3番の方。

3番

多分ほとんどの人と同じ意見になっちゃうと思うんですけど、これまで経験できなかったことが経験できたので、やっぱりその点はよかったのかなと思ってます。あと、皆さん理解されてると言うんですけど、私としての悪かった点は会社に理解されていないことです。特別休暇とかがないので自分の有給休暇を消化しなければならなかったんで、ちょっとそれが一番つらいかなというので、制度がどうのという話がちょっとまたあれなんですけど、

もうちょっと理解されるような努力をしていただけると非常にありがたいです。

司会者

4 番の方。

4 番

とてもいい経験になりました。知らないことってたくさんあるんだなって思いましたし、よく今まで被害者にならなかったなとも思いましたし、普通に生活するってすごく難しいなって思いました。その後ニュースなんかで、これも裁判員裁判ですと聞いたりすると、結構裁判員裁判ってあるんだなって、今まで聞き逃してましたけども、ニュースなんかでもしっかり見るようになりましたし、それから何回か傍聴も来ています。とてもいい経験になったと思います。

司会者

5 番の方。

5 番

裁判員って選ばれるほうはほぼ完全に受け身なんですね。あるとき通知が来て、あるとき呼び出されて、あるとき選ばれてという感じなんですけど。私は、やりたくて立候補してできるものではないので、こういう機会があったということは非常によかったと、ありがたいことだったと思っていますが、やっぱり守秘義務であったりとか、そういうので、うーんと思う、負担に思うこともないとは言えないですね。それとあと、さっき2番の方もおっしゃってましたけど、やっぱり後を引くところがあります。事件の日にちをやっぱり思い出しました。あっ、今日だったなみたいな。思い出したりしますし、どうなっただろうって、あのまま終わったかな、控訴されたかなとか、やっぱり気になってちょっと引きずるところはありますが、経験としてはやっぱり、やりたくてできるものではないので、やった上でもう少し社会に受け入

れられるようになればいいなというふうに思っています。

司会者

6 番の方。

6 番

少し申し上げたかなと思うんですが、私は平成 21 年の頃からいろいろ考えておまして、当時から非常に、実は裁判員をやってみたかったですね。それで、当時からもそうですし裁判員に選任されてからもそうなんですが、周りの人に、裁判員をやりたい、あるいは裁判員になりそうだという話をしたときに、どういう反応があったとお思いでしょうか。大体御想像にかたくなと思うんですが、「大変そうね」とか、あるいは「それって断われない」とか、大体こんな反応ですよ。果たしてこれでいいんでしょうかというのを、実は私は今回この場をかりてメディアの方々にお願いしたいなというふうに思うんですね。裁判所は非常に一生懸命やっていると思うんですが、どうも新聞紙上を見ておきますと、まさにそういった大変だとか心理的負担が高いとか断われるかどうなのかというふうなポイントばかりが取り上げられていますね。これは非常に取り上げるべきことだとは思いますが、その結果改善されていくことも多いと思うんですが。そういったマイナス面のことばかりがどうも強調されてるように私は思うんですね。せんだってアメリカの知人に裁判員のことを話したら、アメリカでもやはり負担感自体は非常に大きいようでして、特に日本より当たる確率も高いようでして、実は話をしたその人はたまたま当たったそうなんです。「私当たったんだけど、ただそのときたまたま海外にいたので行かなくて済んだ」という反応があるんですね。ですから、あのアメリカであっても、実は負担感というのはあるかと思うんですね。ただ、よくよく聞くと、社会的名誉ですとか、国に尽くせたというようなニュアンスを持つ方もいらっしゃるようなんですが、そここのところが違うように思うんですね。ですからもっと社会的名誉ですと

か、裁判員になったこと自体がキャリアの一つになると言うところとちょっと大きいかも分かりませんが、法曹分野に少し関わることができたというようなことが、できれば何か制度面とかメディアの方々の協力によって、もう少しPRできるというのかなというふうに思いました。

司会者

7番の方。

7番

はい。私もとても貴重な経験をさせていただいて、やることができよかったですなと思っております。これはほかの裁判員の方のお話ですが、高齢だけど頑張ってやってみたけれども、非常に精神的にも体力的にもつらかったと、やらなければよかったと。気持ち的にはそういう、何というんですか、体がついていけない、そういうふうにおっしゃってました。あとの年代では、終わった後、皆さんに意見を聞いたんですね。「次来たらまたやる」って聞いたんですが、全員が「やる」と言いました。一人の人が「私、立候補できるんなら立候補したいぐらい」と言ったんですね。そしたら、ほかの方が全員「私も」っておっしゃったので、一度やられるとそんなに負担ではなく、物事を自分には関係ない事件を一生懸命知らない者同士が考えるというのは、やらせていただく側にとってもとても有意義なことだったのではないかなと強く感じました。

司会者

ほかにはいかがでしょうか。

甲社A記者

経験した裁判が報道されていたかということと、その報道されたことに関してどう感じられたかということをお伺いしたいんですけれども。

司会者

これはお一人ずつというより、報道されたというのを少なくとも御存じの

方ということでいかがですか。何か報道に接しられた方いらっしゃいますか。

7番

テレビは分からないんですが、新聞の記事は見ました。思ったよりも、何でしょう、殺人事件でもそんなにごちゃごちゃしたものではないと私は思ったので、新聞に載るほどではないのかなと思いながら見ましたら、裁判長の名前も出て事件の経緯も出てたので、何かこの中に自分が関わったんだなと思って、その新聞をとってあります。

司会者

質問ですが、報道の内容について何かお感じになった点がありますか。

7番

新聞はもう本当に、何というんですか、余計なことが何もなくて、ただつらつらと真実だけ、結果だけだったので、特に感想はありませんでした。

甲社A記者

もう一つなんですけど、これも考え方に変化があった方にお伺いしたいんですけども、裁判員に参加されてから死刑制度や冤罪、また刑の厳罰化などについて、これまでの考え方から変化があった方は、どのような変化があったか教えていただきたいんですけども。

司会者

いかがでしょうか。なかなかちょっと急に話すには重たい問題なんではないでしょうか。その点も含めて何か裁判に対する見方とかでもよろしいですか。

甲社A記者

はい。

司会者

何か見方がちょっと変わったとか。先ほども出てましたが、裁判記事に対する見方がこういうふうに変ったとか、何かあればお願いします。

6番

強いて言いますと、やっぱり新聞等を見ていまして、裁判員裁判で一番で出た判決が控訴審で覆されるというときにやはりどうなのかなというふうには思います。

司会者

ほかにはいかがでしょうか。大きく言うと、裁判だけではなくて刑事司法といいますか、捜査があったりとか、あるいは裁判があつて、それから有罪であれば場合によると刑に服するとか、あとそれで更生して社会に復帰するとか、いろんなプロセスがあるんですけども、何かそういうことで御自分が体験された事件を踏まえてこの辺にちょっと注目するようになったとか、何かそういうことがあれば聞かせていただきたいんですが。もしあれでしたら1番の方ちょっとうなずいておられるので、よろしければお願いします。

1番

やっぱりニュースなんかも見てましても、すごく気になるようにはなりませんでした。いろんな事件がありまして、その刑が自分が関わったものに対してこれぐらいなのかなというのとかもあります。やっぱりすごく気になるようにはなりませんでした。

司会者

ほかはよろしいですか。

甲社A記者

また少し難しいかもしれないですけど、裁判員裁判で死刑判決を受けた死刑囚が先月初めて刑を執行されたんですけども、その報道、その話を聞いてどのように感じられたか、もし御意見ありましたらちょっと伺いたいんですけど。

司会者

何かこの関係で、これはお一人ずつではなくて御発言がある方がいらっしゃればということでお聞きしたいと思いますけど。1番の方。

1 番

死刑執行は仕方がないのかなと思いますけど、やっぱり気分的には重いものが残ります。

司会者

これぐらいしかないようですが。

甲社A記者

それにちょっと関連するようなことなんですけど、死刑判決が予想されるような裁判に裁判員は関わるべきではないという意見もありますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

1 番

私個人では、やっぱりその事故とか事件の重大さに対しては、やはり死刑執行もやむを得ないと思います。その内容によってですけども。

司会者

その事件は死刑判決に出たわけですが、そういった事件について裁判員の方が関わるることについては何か御感想がありますかという御質問だったようなのですが、そこは何かありますか。

1 番

それも有り得るかなと思います。

司会者

6 番の方。

6 番

どうしてもテーマ的にここで取り上げなければいけないということになってくるんだと思うんですが、死刑に直接関わるような裁判ではなかったものですから積極的な意見ではないんですが、大前提としてやはり私たち国民は死刑制度についてよく知らないというのがあると思います。ですから、これはメディアの方々、若しくは法務省の管轄でしょうか。もう少し死刑制度が

現実にどのような形で行われているのかとか、公開、公表をして国民で議論していくことだと思います。ちょっと材料が少な過ぎますね。

司会者

5 番の方。

5 番

そもそも全ての裁判が裁判員裁判になるわけがないので、どの裁判を裁判員裁判にするのかなというのがどうやって決められてるのか実は知らないんですけど。さっきからお話が出てるように、例えば会社の理解が全然得られていないとか、周りの人に聞いてみてもいろいろ、私もいろいろ言われたんですけど、全部終わるまで缶詰状態なんですよとか、アメリカの陪審制度と全く同じものだと思ってる人もいたりしたりして、結構知られてないんだなというところもあったので。そういう状況の中で、死刑も視野に入るべき裁判だなというものは、今の世の中というか今の社会の状況ではちょっと負担が重過ぎるかなという気はしています。この間、裁判員裁判の死刑が確定して執行されたというのを新聞で見たんですけども、これは裁判員やった方々は相当やっぱり、何というんでしょうね、トラウマだなというふうに思いました。完全にトラウマになると思ったんですね、私は。ショックとかじゃなくて。なので、ちょっとそれはまだ時期尚早なのかなと。私はやりたくないなど、どんな理由をつけても断わりたいなというふうに思いました。

司会者

2 番の方。

2 番

私も先ほど裁判員に対しては精神的苦痛があるなというふうなのは述べたんですけども、死刑であるかどうかということは事前には分からないわけで、量刑を科するという時点で、例えば懲役1年と死刑というふうなのを両方出したとしても、個人的にはですけども、どちらも精神的負担というのは同じ

だと思っんです。量刑に値するといふものを科するといふことに対しては、
その量刑が死刑でも1年でも逆に変わらないといふふうに感じてます。

司会者

ほかの皆様はよろしいですか。

甲社A記者

はい、ありがとうございました。

司会者

本日は御参加いただきました裁判員経験者の皆様から多くの貴重な御意見、
御感想をいただきました。その中には法廷での場面については検察官、弁護
人にお考えいただくこともありますし、あとは運営という全体で見ると裁判
所も広報を含めてまだまだ考えていかなければいけない点があるなというふ
うに感じました。本日皆様からいただきました貴重な御意見を今後の制度運
営の改善を検討する上でぜひとも参考にさせていただきたいと思っております。
それでは、これをもちまして本日の意見交換会を終了させていただきます。
皆様には長時間にわたりありがとうございました。

以 上